

報道関係者 各位

令和4年9月16日
(照会先)
特定事業部
特定事業管理グループ長 鈴木 智子
(電話直通 03-6861-8141)
経営企画部広報室
広報室長 高澤 有美
(電話直通 03-5344-1110)

令和5年分扶養親族等申告書の送付

令和5年分扶養親族等申告書を対象のお客様へ、9月16日(金)から順次、お送りすることとしましたのでお知らせします。なお、提出期限は令和4年10月31日(月)となっています。

1. 送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
令和4年9月16日～ 令和4年10月7日	最新の年金額が、以下の金額である老齢年金・退職年金の受給者 65歳未満 ^(※) の方 年間108万円以上 65歳以上 ^(※) の方 年間158万円以上	約826万件

※令和5年12月31日時点の年齢

2. お送りする書類

お送りする書類は、以下の3点です。

なお、前回扶養親族等申告書を提出された方へは【継続用】を、提出されていない方へは【新規用】をお送りします。

- ・「扶養親族等申告書」(別添1)
- ・「大切なお知らせ」(別添2)
- ・「作成と提出の手引き」^(※)

※当機構ホームページの『令和5年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の送付について」に掲載しています。

3. 提出に当たっての留意事項

- ① 税制改正により、以下の点が変更されています。
 - ・国外居住者を扶養親族とする場合の要件が変更され、30歳以上～70歳未満の方は、「留学」等の別途申出が必要となりました。
 - ・退職手当を受ける見込みの配偶者・扶養親族については、「合計所得見積額」に加えて、「退職所得を除く合計所得見積額」の申告が必要となりました。
- ② 扶養親族等申告書を提出しない場合でも、税率 5.105%が適用されます。よって、以下の全てに該当される方は提出する必要はありません。
 - ・ご本人が障害者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
 - ・所得税の控除対象となる配偶者または扶養親族^(※1)がいない。
 - ・退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族^(※2)がいない

※1: 年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※2: 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

- ③ 扶養親族等申告書の記入に当たっては、同封のパンフレット(「作成と提出の手引き」)や、日本年金機構のホームページをご覧ください。ホームページには記入方法を説明する動画やご不明な点をご案内する相談チャット^(※)も掲載します。

※「相談チャット」とは、コンピュータを利用して文字入力による会話形式のコミュニケーションを自動的に行うプログラムです。

4. 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

相談チャット等に対応できない、お客様からのお問い合わせは、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で承ります。

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル



0570-081-240 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

受付時間: 月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 までお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

以上

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

ア 前年から「**変更なし**」で申告します。
 →④受給者欄にご本人の氏名を記入し、ご提出ください。
 他の項目はご記入不要です。

イ 前年から「**変更あり**」で申告します。
 →「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

提出期限
 令和4年 XX月 XX日

提出年月日 令和 年 月 日

99999 99999 9999
 99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ
氏名	
電話番号	
生年月日	昭和 31年 11月 30日

1 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額(500万円以下) 退職所得を除いた所得見積額で要件に該当	1. 寡婦(子がいない女性の方) 2. ひとり親(子がいる方) 4. 寡婦 5. ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

上記 ①～③ は該当なしの場合は記入不要です

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ	配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名	上記以外の場合	7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄	「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	1. 同居 2. 別居
生年月日	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。	1. 非居住者
個人番号(マイナンバー)	万円	8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の所得見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額
フリガナ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超
氏名	1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
フリガナ	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超
氏名	1. 特定 2. 老人	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下

裏面

C 扶養親族 (続き)

9 控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※		続柄	10 特定・老人の種別	11 障害 <small>該当なしの場合は記入不要</small>	12 同居等の区分 <small>国内居住の有無 国内居住の場合は記入不要</small>	13 年間所得の見積額
フリガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名		4 孫	年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
フリガナ		5 父母祖父母	1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		6 兄弟姉妹	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
フリガナ		7 その他	年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
氏名		8 甥姪等	1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下
フリガナ		9 三親等以内の親族	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名			年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
フリガナ			1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名			1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
フリガナ			年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
氏名			1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下
フリガナ			1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名			年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
フリガナ			1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名			1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令	1. 普通障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
フリガナ			年 月 日	2. 特別障害	国外居住	退職所得あり
氏名			1. 特定 2. 老人		2. 30歳未満 70歳以上 3. 留学	退職所得を除いた金額が48万円以下

D 摘要欄

14 摘要

〒 X X X - X X X X

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△

年金 太郎 様

個人番号 (マイナンバー) について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和5年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日 令和 年 月 日

提出期限
令和4年 XX月 XX日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ

氏名

電話番号

生年月日 昭和 31年 11月 30日

1 本人障害	1. 普通障害 2. 特別障害
2 寡婦等 本人の年間所得見積額(500万円以下) 退職所得を除いた所得見積額で要件に該当	1. 寡婦(子がいない女性の方) 2. ひとり親(子がいる方) 4. 寡婦 5. ひとり親
3 本人所得	年間所得の見積額が 900万円を超える 場合は右の欄に○をしてください。

上記 ①～③ は該当なしの場合は記入不要です

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要
フリガナ <input type="text"/>	配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方 上記以外の場合 「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入) 退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください。(退職所得がない方は記入不要です)。	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名 <input type="text"/>		7 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要
続柄 1. 夫 2. 妻	万円	1. 同居 2. 別居
生年月日 1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日	退職所得あり 万円	1. 非居住者
個人番号(マイナンバー)	機構使用欄	8 配偶者老人区分 2. 老人 配偶者の所得見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族(16歳以上) または扶養親族(16歳未満)※	10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居等の区分 国外居住の有無 国内居住の場合は記入不要	13 年間所得の見積額
フリガナ <input type="text"/>	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超
氏名 <input type="text"/>				1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日
フリガナ <input type="text"/>	3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超
氏名 <input type="text"/>				1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日

裏面

C 扶養親族（続き）		続柄	生年月日	障害	同居等の区分	年間所得の見積額
9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	10 特定・老人の種別			該当なしの場合は記入不要	国内居住の有無 国内居住の場合は記入不要	
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				
フリガナ		3 子 4 孫	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居 国外居住 2. 30歳未満70歳以上 3. 留学 4. 障害者 5. 年38万円以上送金	48万円以下 48万円超 退職所得あり 退職所得を除いた金額が48万円以下
氏名		5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族				

D 摘要欄

14 摘要

〒XXXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-00-△△

年金 太郎 様

個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載を兼ねています。

(年金の支払者) 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

扶養親族等申告書の提出をお願いします

提出が必要か下記フロー図でご判断ください
提出いただくと該当する控除が受けられます

(1) ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親(※1)に
該当しますか？

該当する

提出が必要

提出いただくことで、所得税
と個人住民税で該当する控除
が受けられます。

該当しない

(2) 控除対象となる(※2)
配偶者または扶養親族
がいますか？

いる

提出が必要

提出いただくことで、個人住
民税で該当する控除が受けら
れます。

いない

(3) 扶養している配偶者また
は扶養親族に退職手当を
受ける見込みの方(※3)
がいますか？

いる

提出が必要

提出いただくことで、個人住
民税で該当する控除が受けら
れます。

いない

提出が必要な場合は、同封の「作成と提出の手引き」
を参照いただき、申告書に記載されている提出期限ま
でに提出をお願いします。

提出が不要(※4)

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については同封の手引きの5ページをご覧ください。

※2：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※4：提出の有無に関わらず、所得税率は一律、5.105%となります。

○国外にお住まいの扶養親族の控除対象要件の変更

国外にお住まいの扶養親族が控除対象となる要件が変更されます
(国外にお住まいの配偶者については要件の変更はありません)。

令和5年以降に国外にお住まいの扶養親族を控除対象とするためには、扶養親族の要件(受給者と生計を一にする年間所得見積額が48万円以下の親族)に加え、以下のいずれかに該当することが必要となります。

- ①対象者の年齢(※1)が30歳未満、または、70歳以上であること
- ②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなったこと
- ③対象者が①に該当せず、障害者(※2)に該当すること
- ④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において生活費または教育費に充てるための送金を、年間38万円以上受ける見込みであること

※1 30歳未満 = 平成6年1月2日以後生まれの方

70歳以上 = 昭和29年1月1日以前生まれの方

※2 障害者に該当するかは、作成と提出の手引きをご覧ください。

【控除対象該当の変化】

	令和4年分まで	令和5年分から
国外にお住まいの控除対象となる配偶者	控除対象	控除対象
国外にお住まいの扶養親族		
①扶養親族が30歳未満、または、70歳以上	控除対象	控除対象
扶養親族が30歳以上、70歳未満		
②留学のため国外に居住	控除対象	控除対象
③障害者に該当		
④年間38万円以上送金を受ける見込みあり		
上記②～④のいずれにも該当しない	控除対象	控除対象外

○退職所得を除いた年間所得見積額の申告

令和5年に退職手当を受ける見込みのある配偶者・扶養親族がいる場合、令和6年度の個人住民税の決定に必要となるため、「退職所得を除いた年間所得見積額」をご記入ください。退職手当を受ける見込みのない方については記入不要です。

5 配偶者の区分	
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方	○
上記以外の場合	
「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)	90 万円
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください(退職所得がない方は記入不要です)。	40 万円

13 年間所得の見積額
48万円以下
48万円超
退職所得あり
退職所得を除いた金額が48万円以下